



平成25年1月27日

株式会社マイナビ
代表取締役社長 中川 信行 様

公益社団法人
日本女子プロ将棋協会 (LPSA)
代表理事 石橋 幸緒



次期マイナビ女子オープンへの弊協会不出場について（ご通知）

謹啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より大変お世話様になっております。

早速ではございますが、過日1月21日付にて貴社社長室イベント運営部イベント運営課和田賢志課長様より弊協会宛てに拝受しました『【最終決定】次期マイナビ女子オープンに関しまして』のご通知につきまして、次の通りご通知申し上げます。

過去6年6期に渡り、貴社様、公益社団法人日本将棋連盟様と弊協会により運営開催されて参りましたマイナビ女子オープンに関しまして、次期より弊協会が三者契約から排除され、二者契約となった場合、既にお伝えはしておりましたが、弊協会としては法人として出場しないことを、平成25年1月25日、弊協会理事会にて機関決定致しましたので、この旨ご通知申し上げます。従って、次期については、弊協会として一切関与・協力致しません。また、弊協会所属女流棋士は一切参加致しません。

これは現在、被害団体としての立ち位置で国家機関である公正取引委員会から事情聴取を受けている状況の中で、「排除されても出場はする」というのは弊協会として取り得る選択肢ではないとの事由によるものとして、改めて申し添えます。

このような遺憾な事態となりましたのは、本棋戦実施にあたっての「女流棋士の認定」ないし「段位の認定」についての、日本将棋連盟（以下連盟とする）の弊協会に対する極めて不合理な要求と、これを容認・助長する貴社の極めて不公正かつ偏頗な対応に原因がございます。

このことについて、弊協会としての考えを一言述べさせていただきます。

第6期マイナビ女子オープン契約書（以下「原契約」という）第4条第1項に「乙又は丙に所属する現役女流棋士」と定められており、当然に弊協会が昨年7月に認定した渡部愛女流3級は現役女流棋士であると認められます。

しかるに具体的な事例に照らせば、次のとおりです。

第5期マイナビ女子オープンでの具体事例

連盟：長谷川優貴 2011/07/16 一斉予選時点 アマ表記（貴社表記）
〃 2011/09/10 本戦1回戦時点 アマ表記（貴社表記）
〃 2011/10/01付 連盟認定女流2級

（連盟の説明によると、長谷川優貴研修会員は、2011/09/25付で関西研修会において連盟「女流棋士3級」の資格を得たが、マイナビ女子オープンで本戦入りしたので、連盟「女流棋士昇段級規定」により「女流棋士2級」に認定したとのことです。かかる級位認定は原契約第9条に違反するものと解されます）

〃 2011/10/29 本戦2回戦時点 女流2級表記に変更（貴社表記）

第6期マイナビ女子オープンでの具体事例

弊協会：渡部 愛 2012/06/02 チャレンジマッチ時点 アマ表記（貴社表記）
〃 2012/07/01付 弊協会認定女流3級
〃 2012/07/28 一斉予選時点 アマ表記のまま（貴社表記）

上記の通り、連盟所属女流棋士と弊協会所属女流棋士との取り扱いが、極めて不平等かつ不公正であることは明白でございます。

本来、連盟と弊協会は同じ公益社団法人として日本古来の伝統文化である将棋を啓蒙し、普及推進していく団体として互いを尊重し、共に発展させていくべきものと思われまます。

即ち、そもそも弊協会は、「日本女子プロ将棋協会」との名称から明らかなように、プロたる「女流棋士」を構成員（社団法人の会員）とする独立の団体です。だからこそ、原契約第4条第1項は、連盟と弊協会を「女流棋界」を構成する2団体と認め、「弊協会に所属する現役女流棋士」を本棋戦の参加資格者と認めているのではございませんでしょうか。そして、弊協会の会員たるものは「棋士規程に該当する棋力を有する者」とされているところ、この「棋士規程」については、内閣府公益認定等委員会が正当なものとして認めたものです。弊協会が何びとを女流棋士と認定するかは、弊協会の自治権に属することであり、当然にも原契約はこれを尊重すべきものです。そうでなければ独立対等の「三者契約」である意義は根本的に失われてしまいます。ましてや、「女流棋士認定」にあたり、後述のように弊協会が連盟に「款属」するよう要求しているのを容認するに至っては、「三者契約」はその存在意義を根本的に失ってしまいます。

然るに、その双方と契約を締結している貴社の立場として、連盟認定の新人女流棋士には瞬時に女流棋士認定及び級位認定の双方を認め、連盟の言うがままに女流棋士表記及び級位表記をしているにも関わらず、弊協会認定の新人女流棋士にはその認定を認めず、一切の女流棋士表記をしていない事実は極めて不合理であり、偏

頗・不公平であると言わざるを得ません。

これまで、貴社の立場として、「新人女流棋士の認定についてはスポンサーとして介入すべき立場になく、連盟と協会で合意することである」との認識を明らかにされておりましたが、上記のとおり、三者契約の主催者という立場でありながら、一方の公益社団法人の認定のみを優遇していることは極めて由々しき問題であると考えます。

なおかつ貴社は、弊協会に対し「昨年12月までに新人女流棋士の認定については連盟の合意を得るように」との見解を出しました。しかしながら、連盟が弊協会に対し、「渡部愛さんにも連盟の研修会を卒業して、連盟の認定する女流棋士3級の資格を得てもらいたい」「そうでなければ連盟が主催としてかかわる公式戦に出場していただくことはできません」という不条理極まりない無法な要求を突き付けていることは、貴社も百もご承知のところでもあります。この「公式戦」には本棋戦が含まれていることは明かです。これは、弊協会が独立の公益社団法人として有する女流棋士認定権限を頭ごなしに否定し、弊協会の自主性・自治権を否定し、弊協会独自の権限に干渉・容がいくするものです。しかも、単に弊協会の自治的権限を否定するにとどまらず、更に進んで、弊協会が正当に「女流棋士」として認定した渡部愛女流棋士に対し、連盟の女流棋士認定を重ねて受けなければ公式戦（本棋戦を含む）出場資格を認めないなどという不合理極まりない要求をするに至っては、「公式戦に出させて欲しければ、頭を下げて俺のところに来い」と言わんばかりの非礼極まりないものであり、およそ常軌を逸したものです。かかる無法な要求を、なんと貴社は容認しておられるのです。

そもそも連盟が弊協会に対して、様々な弾圧を加え、永年に渡り諸々の妨害行為等を行ってきたことは周知の事実であります。にも関わらず、被害者に加害者の同意を取り付ける事を要求するなどは、社会通念上からもありえないことであり、その要請自体が理不尽なことと言わざるを得ません。

改めて申し上げるまでもなく、協会は自らの所属プロ認定を、同業である他の団体にお伺いを立てるなどということは致しません。

ここまで申し述べたごとく原契約が正常に履行されていない状況（弊協会にのみ極めて不当な取り扱い）において、これ以上そのまま契約を履行することは困難と判断致しました。

つきましては、このまま推移した場合、原契約そのものを解除することと弊協会理事会は機関決定しており、契約解除通知書は貴社及び連盟に別途お送り申し上げます。

以上、事実関係に鑑み、忌憚なく弊協会の考えを述べさせていただきました。

謹白